毎月勤労統計調査をはじめとする政府統計の抜本的な改革を求める意見書

現在、厚生労働省による毎月勤労統計調査の不適正な取り扱いが大きな社会問題となり、連日マスコミにより報道される事態となっている。

毎月勤労統計調査は、雇用保険や労災保険の給付額算定等において、幅広く利用されている重要な調査であり、本来の調査方法と異なる手法により実施されていたことは、決して許されるものではない。

なぜこのようなことが行われたのか、早急に原因を明らかにすることが不可欠であることは言うまでもないが、注目すべき点は、今回の不祥事を受けて、各省庁が自主点検した結果、毎月勤 労統計調査だけでなく、基幹統計の約4割で不適切な処理が見つかったことである。

このことは、今回の不祥事が、厚生労働省の固有の事情から生じたものではなく、政府による 統計業務全体に共通する問題が根底にあると考えざるを得ない。

総務省の主要国の統計機関における職員数によると、日本の人口10万人当たりの統計職員数は、1.5人となっており、カナダの約10分の1、フランスの約6分の1という低さで、イギリス、アメリカ、ドイツも日本の約2倍から約4倍の職員を配置しているという結果が出ている。また、同じく総務省の府省等別統計職員(本省職員)数の推移によると、全省庁の統計職員数は、2006年から2016年までの10年間で約66%も減少しているというデータもある。

こういった状況が本来あるべき統計業務の実施を困難にしている一因と言える。

よって、政府においては、二度とこのような事態が起きることのないよう、統計業務の適正化に向けた検討と業務体制の抜本的な見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

 内閣総理大臣

 総務大臣殿

 厚生労働大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚